

1 優先して採択する事業

(1) 地域創生に向けて取り組む事業

北海道創生総合戦略の地域戦略に掲げる取組を推進するため、以下の事業を支援していく。

<優先採択事業>

- ハード事業・ソフト系事業とも
 - ・一次産業の担い手の確保・育成のための事業
 - ・定住・移住の促進のための事業
 - ・観光振興のための事業
 - ・新エネルギーの導入・普及の促進のための事業

(2) 地域重点プロジェクト推進事業

平成24年度に策定した「道北連携地域政策展開方針」における地域重点プロジェクトの着実な推進を図るため、以下の項目に該当する事業について優先的に支援していく。

<優先採択事業>

- 魅力ある地域資源を活かした道北地域への来訪促進プロジェクト
- 安全・安心な地域づくりプロジェクト
- 新エネルギー導入・活用促進プロジェクト
- ロシア極東との交流推進プロジェクト
- 天塩川ブランド力向上プロジェクト
- 活力ある宗谷の1次産業推進プロジェクト
- 人と自然が共生する地・宗谷創造プロジェクト

(3) 地域政策コラボ事業

地域政策推進事業と連携して実施する事業

<優先採択事業>

- ・地域政策推進事業と連携して実施するハード事業またはソフト系事業

(4) 広域連携促進事業

人々のニーズが多様化し、高度化している現在、個々のまちやむらで地域のすべてのニーズを満たすことは難しく、高度な機能の整備や質の高いサービスの提供、効果的な施設の整備、産業の振興など地域活性化への取組についても、これまで以上に地域間の連携、機能分担が求められることから、市町村等の枠組みを超えた広域的な取組を支援していく。

<優先採択事業>

- ハード事業
 - ・広域行政推進事業（複数の市町村が共同で実施する事業）
 - ・広域的な波及効果が見込まれる地域の基幹となる施設の整備事業
- ソフト系事業
 - ・複数の市町村が共同で実施する事業
 - ・広域的な波及効果のある事業

(5) 地域の防災力を強化する事業

地域の防災力・減災力を強化する取組の促進を図るため、地域の防災力・減災力を強化する事業を優先的に支援する。

<優先採択事業>

- ・地域の防災力・減災力を強化するハード事業またはソフト系事業

(6) 緊急性の高い事業

緊急的な対応が必要な地域課題に対する取組の促進を図るため、「緊急性の高い事業」を優先的に支援する。

<優先採択事業>

- ・緊急に取り組む必要があるハード事業またはソフト系事業

(7) 適時性のある事業

限られた予算の中で最大限の効果を上げるため、全道的な施策や、周辺施設整備や関連事業など他事業と一体となって実施する事業及び記念事業などにタイムリーな支援をしていく。

<優先採択事業>

- ハード・ソフト系事業とも
 - ・他事業と一体的に実施することが必要な事業
- ソフト系事業
 - ・○周年記念事業

- (8) 合併市町村まちづくり推進事業
合併市町村において、合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化を図るために必要となる事業を支援していく。
＜優先採択事業＞
○ハード事業
・合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化を図る事業
- (9) 多様な主体の連携を促進する事業
市町村が関与（財政支援又は人的支援等）をしている事業で地域内の多様な主体の連携を促進する事業を支援していく。
＜優先採択事業＞
・地域内連携を推進するソフト系事業
- (10) 先駆性のある事業
地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、「先駆性のある事業」を優先的に支援する。
＜優先採択事業＞
・先進的なソフト系事業
・新しい発想・新たな工夫が採り入れられているソフト系事業
- (11) 優位性のある事業
地域の創意と主体性に基づく宗谷地域固有の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、「優位性のある事業」を優先的に支援する。
＜優先採択事業＞
・地域の特性（資源等）や優位性が生かされているソフト系事業
- (12) 継続性のある事業
地域住民への波及効果が将来にわたり継続する取組の促進を図るため、「継続性のある事業」を優先的に支援する。
＜優先採択事業＞
・支援終了後の事業の継続的な実施や発展性、継続的な効果が見込まれるソフト系事業

2 採択の優先度が低い事業

- (1) 交付税措置のある地方債を利用することができる事業
他の支援制度の活用を徹底を図る観点から、より効果的な支援を行うため、「交付税措置のある地方債を利用することができる事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。
＜採択の優先度が低い事業の例＞
・元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債を利用できる事業
※公債費負担適正化計画を策定済の市町村においては、適用除外とする。
- (2) 同じ市町村に既に同様の施設があつて、二つ目以上となる場合の施設整備事業
当交付金が地域課題の解決や地域活性化を目的としていることを踏まえ、「同じ市町村に既に同様の施設があつて、二つ目以上となる場合の施設整備事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。
＜採択の優先度が低い事業の例＞
・公民館、コミュニティセンター、美術館等整備事業
・体育施設等整備事業
・保育所等整備事業
・温泉保養施設整備事業
・パークゴルフ場等整備事業
・火葬場・葬祭場整備事業
・墓地等整備事業
※離島地域においては、適用除外とする。
- (3) 市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業
地域住民への波及効果が高い事業への支援を促進するため、「市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。
＜採択の優先度が低い事業の例＞
・地区集会施設整備事業
・地区公園等整備事業

(4) 先駆性の低い事業

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、「先駆性の低い事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・過去に採択された事業（他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）と同様の内容が大半を占める事業（3年を限度とする継続採択事業は除く。）

(5) 事業主体の直接的関与が低い事業

事業主体による創意と主体性に基づく取組の促進を図るため、「事業主体の直接的関与が低い事業」を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・事業内容の大半を委託するソフト事業（ただし、広報宣伝事業、情報システム及びインターネットに供するデータ作成事業等の事業主体の直接的関与が高い事業を除く。）

(6) その他

当交付金の趣旨を踏まえ、次の事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・参加者の大半が団体構成員で占められる事業
- ・団体構成員や参加者の旅費が事業費の大半を占める事業
- ・主に鑑賞を目的とし、観客から入場料を徴収する事業